

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業（医療・介護連携強化加算）に係る審査要領

制定 平成 30 年 3 月 28 日付 29 福保高在第 1074 号
一部改正 平成 31 年 3 月 27 日付 30 福保高在第 1334 号
一部改正 令和 2 年 3 月 25 日付 31 福保高在第 1644 号
一部改正 令和 5 年 3 月 29 日付 4 福保高在第 1478 号
一部改正 令和 5 年 6 月 21 日付 5 福保高在第 422 号
一部改正 令和 7 年 4 月 10 日付 6 福祉高在第 1602 号

（総則）

第 1 条 本要領は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付 26 都市住民第 1714 号。以下「交付要綱」という。）第 9 に定める第 8 の 1 の規定による応募・交付申請書等の審査業務のうち、交付要綱第 4 の 1 一オに規定する医療・介護連携強化加算の審査業務について、当該審査に係る事項を定めるものである。

（審査の対象）

第 2 条 審査の対象となる事業は、交付要綱第 4 の 1 一オに規定する医療・介護連携強化加算の算定要件をすべて満たし、交付要綱別記 3 第 2 の 1 により審査依頼書を知事に提出したものとする。

（審査依頼書の提出）

第 3 条 医療・介護連携強化加算の審査を依頼する者は、別紙様式福 1 に掲げる必要書類（原本及び副本各一部）を知事に提出しなければならない。

（審査事項）

第 4 条 知事は、次に掲げる事項について、専門的視点から交付要綱別記 3 第 1 に定める要件及び別紙「医療・介護連携強化加算 審査基準票」に示す各審査基準への適合について審査を行う。

- (1) 事業の実施に携わる法人等の適格性
- (2) 経営基盤、事業運営の安定性
- (3) 事業計画の妥当性
- (4) 医療・介護連携強化加算の各算定要件への適合性
- (5) 提案内容の評価
- (6) その他、医療・介護連携強化加算の算定に関する必要事項

（審査基準）

第 5 条 知事は、別紙「医療・介護連携強化加算 審査基準票」に基づき審査を行うものとする。

(審査方法)

第6条 知事は、原則書類審査により審査を行うものとする。

- 2 ただし、必要と認める場合は、審査の対象となる事業の担当者に対し、事業内容の照会や追加書類の提出依頼等を行うものとする。

(外部審査員)

第7条 知事は、本審査にあたり、専門的視点による意見を得るべく、外部審査員に対し、意見照会を行うものとする。本要領における外部審査員とは、学識経験者等であつて、福祉局長が必要と認める者3名とする。ただし、審査の対象となる事業を実施する法人等と利害関係のある者は、当該審査への関与をしてはならない。

- 2 外部審査員の任期は、外部審査員の委嘱日から当該年度の末日までとする。
- 3 知事は、外部審査員に報酬を支払うものとする。

(審査結果の通知)

第8条 知事は、第7条に規定する外部審査員からの意見を踏まえ、十分に調整を図り、第2条による審査依頼を行った者に対し、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金事業者向け応募・交付申請要領様式24により審査結果を通知する。

- 2 知事は、必要に応じて審査結果に条件を付することができる。
- 3 前項による条件が付された場合は、交付要綱第8による交付の申請時に、交付要綱第8の1に示す書類に加え、条件を満たすことが確認できる書類等を提出することで医療・介護連携強化加算の交付を受けることができる。ただし、提出された書類等において条件を満たしたことが確認できないと知事が判断する場合は、医療・介護連携強化加算の交付は決定しないものとする。

(審査依頼内容の変更)

第9条 医療・介護連携強化加算の審査を依頼した者は、交付要綱第9に定める交付の決定前において、次の理由による審査依頼内容の変更があるときは、変更理由書及び変更箇所の分かる資料等を知事に提出するものとする。

- 一 第8条第2項に定める条件に係る変更
- 二 連携の強化に資する変更
- 三 利用者の利便性の向上に資する変更
- 四 その他事業遂行上必要と認められる変更

(交付の決定時における審査)

第10条 知事は、交付要綱第9の1に定める審査のうち医療・介護連携強化加算の算定に係る審査においては、第7条に定める外部審査員への意見照会を行わず、また、第8条に定める審査結果の通知は交付要綱第9の1に定める通知に代える。

(事業の内容の変更に係る審査)

第11条 交付要綱第8の1により医療・介護連携強化加算に係る交付の申請を行い、交

付要綱第9の1により交付の決定を受けた者で、次に掲げる変更を生じた者は、交付要綱第11の1により知事に事業内容の変更の承認申請を行うものとする。

- 一 交付要綱別記3第1各号に示す要件に係る変更
 - 二 連携協定書（これに準ずるものも含む）の内容に係る変更
 - 三 連携する各事業所に係る変更
 - 四 重度化対応浴室、地域交流スペースの整備を行うとして交付申請を行っていた場合、それらスペースに係る変更
 - 五 連携内容に係る大幅な変更
 - 六 基本サービス費の額の大幅な変更
 - 七 基本サービス費以外のサービスについて、枠組みや種類等の大幅な変更
- 2 知事は、交付要綱第11の1に基づく承認申請のうち、その変更内容が医療・介護連携強化加算に係る部分に及ぶものについては、交付要綱第11の7に基づく審査のうち、医療・介護連携強化加算に係る部分のものについて、本要領により審査する。

なお、この審査においては、第7条に定める外部審査員への意見照会を行わず、また第8条による審査結果の通知は交付要綱第11の7に定める通知に代える。

（額の確定時における調査）

- 第12条 知事は、交付要綱第14の1に基づく調査のうち医療・介護連携強化加算に係る調査については、本要領による審査とする。ただし、その方法については、第6条に定める審査方法に加え、現地調査によるものとし、また第7条に定める外部審査員への意見照会を行わず、第8条による審査結果の通知は交付要綱第14の1に定める通知に代える。

（審査資料の取扱い）

- 第13条 本審査に係る資料は、原則として非公開とする。
- 2 本審査において提出された個人に関する情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「東京都個人情報の保護に関する条例」に基づき、適切に管理を行うものとする。

（守秘義務）

- 第14条 知事及び外部審査員は、本審査において知り得た個人に関する秘密を厳守しなければならない。

附則

本要領は平成30年4月17日から施行する。

附則

本要領は平成31年4月16日から施行する。

附則

本要領は令和2年4月16日から施行する。

附則

本要領は令和 5 年 4 月 1 1 日から施行する。

附則

本要領は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附則

本要領は令和 7 年 4 月 10 日から施行する。